

請負(ウケマケ)とは昔からよく言われる言葉であるが、最近、とみに目立ってきているように思う。

公共事業関係のコンサルタン業務の場合、受注するとまず初回打ち合わせがある。特記仕様書に基づき受注者としての作業方針を説明して発注者の意図と齟齬(そご)がないかを確認する場であり、大変重要な打ち合わせである。

そのため、受注者側は管理技術者が出席することとなっているが、発注者側は主任調査員等が必ずしも出席せず、担当者だけが対応して事務的に特記仕様書の項目と計画書の項目を確認

しておしまいとなることもある。中間、最終と一般的に最低3回の打ち合わせが特記仕様書に記載されており、原則として管理技術者の出席が義務付けられている。見積もりの旅費などの算定も3回に合わせである。

しかしながら、あらかじめ日を決めて打ち合わせに行っても、主任調査員などに別の要件が入ってしまう、打ち合わせで

きなかったりすると、再度足を運ばなければならない。しかし、その際の旅費・人件費などを発注者側が増額変更してくれることはまずない。

また、打ち合わせ協議簿は業務を進めていく際の発注者と受注者の打ち合わせ内容についてお互いに確認したことを記録するもので、受注者の立場からは手戻りを防ぐために大変重要なものである。しかしながら、途中で、あるいは最終段階になっ

て、発注者側からの指示で差し替えとなることがあり、受注者側は従わざるを得ない。

これにより、手戻りが発生した場合、その経費は誰が負担してくれるのであろうか。人が動き作業すれば経費が発生する。この当たり前のことを、発注者

である公務員もよく理解してほしいものである。

受注者が発注者への確認を怠り、勝手に作業して手戻りが発生した場合は、受注者の責任において当然処理すべきであるが、発注者と打ち合わせしながら進めてきた作業で、発注者内部の意思疎通の欠如など、主に発注者側の原因で手戻りが発生した場合、その経費は発注者側の負担ということにはならないのであろうか。

土木工事の現場でも、数量の変更や施工方法の変更などの設計変更処理に時間がかかることにより手待ち経費が発生したり、現場レベルでの協議・合意結果が、あとから否認されるなどの嘆きを耳にする。

不良不適格業者は排除しなけ

ればならない。しかしながら、

発注者側が厳格に審査するその仕組みによって時間を要し、その結果として多くの善良な業者に過大な負担を強いることになっているとしたら、いかがなものであろうか。タイム・イズ・マネーである。

一定の有資格者の配置や立会いなど、受注者側にだけ一方的な義務を課し、作業内容については発注者側の一方的な判断により受注者側が泣き寝入り。『契約社会であり、甲・乙は対等な立場』などというのは真ッ赤なうそではないか。そうでないというならば、受注者側がきちんと主張でき、その内容を速やかかつ公平に判断してもらえるような仕組みを作っていくべきではなからうか。(土)

甲乙は本当に対等か

建設論評